

議案第64号

幕別町いじめ防止対策推進委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に幕別町いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第12条の規定による幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を実効的に行うための調査研究及び審議
- (2) 町立学校におけるいじめの事案について、法第24条に規定する必要な調査及び法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、いじめの防止等に関し専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の排除)

第6条 推進委員会は、第2条第2号に規定する重大事態に係る調査を行う場合において、委員に当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査の公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査に出席させないことができる。

(調査委員)

第7条 第2条に規定する所掌事項を遂行するため必要があるときは、推進委員会に調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(秘密の保持)

第8条 委員及び調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。